

監 第 450-2 号
平成 21 年 8 月 31 日

敦賀市長 河 瀬 一 治 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 橋 本 幸 夫

同 木 下 章

平成 20 年度敦賀市資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 20 年度資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 期 間	1
3	審 査 の 方 法	1
4	審 査 の 結 果	1
5	審 査 意 見 書	
1	市立敦賀病院事業会計	2
2	敦賀市水道事業会計	3
3	敦賀市港湾施設事業特別会計	4
4	敦賀市簡易水道特別会計	5
5	敦賀市下水道事業特別会計	6
6	敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計	7
7	敦賀市農業集落排水事業特別会計	8
8	敦賀きらめき温泉特別会計	9
9	敦賀市産業団地整備事業特別会計	10

平成 20 年 度

敦賀市資金不足比率の意見書

敦 賀 市 監 査 委 員

平成 20 年度敦賀市資金不足比率の審査意見について

1 審査の対象

資金不足比率

2 審査の期間

平成 21 年 8 月 10 日から平成 21 年 8 月 26 日まで

3 審査の方法

審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の健全化に関する法律に基づいて作成され、資金不足比率を適正に表示しているか否かにつき、公債台帳、交付税台帳、その他関係諸帳票と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等によりこれを実施した。

4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、資金不足比率は正確であり内容も適正なものと認める。

以下審査の結果を述べる。

平成 20 年度 市立敦賀病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平 成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

市立敦賀病院事業会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、流動資産が 1,892,877 千円であり、流動負債が 954,130 千円、地方債（退職手当債）240,465 千円となっており、差引き 698,282 千円の資金剰余額がある。

(3) 是正改善を要する事項

698,282 千円の資金剰余額があり、資金不足比率としては、特に指摘すべき事項はない。

平成 19 年度に赤字補填資金として借入れた他会計借入金 700,000 千円を固定負債に計上しており、現状の算定方式では資金不足比率に反映されていない。

市立敦賀病院事業 20 年度決算では、300,510 千円の純損失となっており、損益の改善と資金収支の改善が望まれる。

平成 20 年度 敦賀市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

* 資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市水道事業会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、流動資産が 927,499 千円、流動負債が 161,978 千円であり、差引き 765,521 千円の資金剰余額があり、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市港湾施設事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 20 年度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市港湾施設事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額が 38,417 千円、歳出額 18,469 千円であり、差引き 19,948 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市簡易水道特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平 成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市簡易水道特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額が 111,426 千円（内一般会計より繰入額 65,359 千円）、歳出額 102,619 千円であり、差引き 8,807 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平 成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

* 資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市下水道事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 4,541,767 千円（内一般会計より繰入額 788,771 千円）と歳出額 4,488,203 千円の差引き 53,564 千円から、翌年度へ繰り越すべき財源 5,460 千円を差引いた 48,104 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平 成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額が 34,393 千円（内一般会計より繰入額 27,822 千円）、歳出額 33,723 千円であり、差引き 670 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 20 年度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市農業集落排水事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額が 458,391 千円（内一般会計より繰入額 68,716 千円）、歳出額 457,744 千円であり、差引き 647 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀きらめき温泉特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平 成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

＊資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀きらめき温泉特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額が 289,248 千円（内一般会計より繰入額 95,527 千円）、歳出額 289,248 千円であり、差引き 0 円である。

敦賀きらめき温泉の会計は、平成 21 年度より指定管理者制度導入に伴い廃止となるため、差引き 0 円として精算したものである。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度 敦賀市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 20 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市産業団地整備事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額の 315,392 千円（内一般会計より繰入額 44,639 千円）、歳出額 308,747 千円の差引き 6,645 千円に、土地収入見込額 1,651,054 千円から長期借入金 1,450,000 千円の差引き 201,054 千円を加えた合計 207,699 千円の剰余額があり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。